

訪問看護重要事項説明書

以下の事項については、契約条項本文に付加し、同等の取り扱いとする

1. 訪問看護事業者

(1) 概要

法人種別名所	一般社団法人 西東京市医師会
代表理事	三輪 隆子
事業所名	西東京市医師会訪問看護ステーション
管理者	河野 優子
所在地	西東京市中町 1-1-5 西東京市中町分庁舎
電話番号	0 4 2 - 4 2 4 - 5 8 8 2
介護保険指定番号	訪問看護（東京都 1 3 6 7 1 9 6 8 9 2 号）
サービス提供地域	西東京市内
関係機関	西東京市医師会ケアプランセンター（1 カ所）

(2) 職員体制

	資格	人数	業務内容
管理者	看護師 介護支援専門員	常勤 1 名	管理業務 相談・訪問看護
訪問看護師	看護師	常勤換算 2. 5 名以上	相談 訪問看護
理学療法士 作業療法士	理学療法士 作業療法士	2 名以上	訪問リハビリ
事務職員		1 名	事務 物品管理

2. 事業所営業日及び営業時間

営業日	日曜日から土曜日まで（年末年始 12 月 29 から 1 月 3 日までを除く。） ただし、事務所開所は月～金曜日。
営業時間	午前 9 時から午後 5 時までとする

3. 事業の目的

一般社団法人西東京市医師会が設置する西東京市医師会訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、ステーションの円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営及び利用者に対する適切な訪問看護の提供を確保することを目的とする

4. 運営方針

- (1) ステーションは、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めなければならない。
- (2) ステーションは事業の運営にあたって、必要なときに必要な訪問看護の提供ができるよう努めなければならない。
- (3) ステーションは事業の運営にあたって、関係区市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない

5. 訪問看護の申し込みからサービス提供までの流れ

- (1) 直接又は電話での申し込み（主治医、ご家族、介護支援専門員、市区町村保健福祉担当相談員、病院 MSW 等）
- (2) サービスについての相談
- (3) 医師が発行した訪問看護指示書の確認
- (4) 訪問看護師の訪問調査、訪問看護事業についての説明（訪問看護の提供時間、回数等の決定を含む）
- (5) 契約書記入
- (6) 訪問看護の提供

6. 提供するサービスの内容

(1) 訪問看護計画の作成

主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。

(2) 訪問看護の提供

訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。

具体的な訪問看護の内容

①療養上の世話

清拭・洗髪などによる清潔の管理・援助、食事（栄養）及び排泄等日常生活療養上の世話、ターミナルケア

②診療の補助

褥瘡の予防・処置、カテーテル管理等の医療処置

③リハビリテーションに関すること。

④家族の支援に関すること。

家族への療養上の指導・相談、家族の健康管理

7. 利用料等

- (1) ステーションは、基本利用料として介護保険法等に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとします。介護保険で居宅サービス計画書に基づく訪問看護を利用する場合は、介護報酬告示上の額の1割、2割又

は3割を徴収するものとします。但し、支給限度額を越えた場合は、全額利用者の自己負担とします。

- (2) ステーションは、基本利用料のほか以下の場合はその他の利用料として、別表の額の支払いを利用者から受けるものとします。

①訪問看護と連携して行われる死後の処置

②次条に定める通常の事業の実施地域を越えた場合の交通費はその実額を徴収します。

→西東京市境界線から1キロメートル当たり 200 円

③利用前日 17 時以降にキャンセルが発生した場合

④その他の利用料（自費の訪問看護）は、30 分につき 5,000 円とします。

⑤営業日以外の訪問を医療保険で行った場合、1 時間毎 3,000 円とします。

- (3) 利用料の支払い

月に1回の支払いになります。

毎月1日から末日までの訪問について、翌月はじめに請求書を発行いたします。請求書を確認後、翌月末日までにお支払いください。支払い方法は以下のとおりです。

①郵便局または銀行からの口座引き落とし（手数料なし）

②銀行からの訪問看護ステーション口座への振り込み（手数料利用者様負担）

③現金でのお支払い（①②がどうしても不可能な場合のみ）

現金でお支払いの際は必ず領収書と引き替えに、お釣りのないようにご用意の上訪問看護師に直接お支払いください。

8. 契約の終了

利用者が契約の終了をご希望される場合は、契約書に表記されている手順でお願いいたします。また、主治医にもご連絡をお願いいたします。

利用者又はその家族等が事業者や訪問看護師等の生命・心身・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行った場合、又は行うことが予測される場合、直ちにこの契約を解除します。（具体的には、暴力や暴言、強要等行った場合等）

9. その他

- (1) サービスの提供の際の事故やトラブルを避けるため次の事項にご注意ください。

①看護師等は、利用者個人の金銭の管理、貸借などの取り扱いは致しかねますのでご了承ください。

②看護師は、利用者の心身の維持回復の為に療養上の世話や診療の補助を行う事とされています。それ以外の業務については認められていませんのでご了承ください。

③看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきようお願いいたします。

10. 情報の提供共有について

- (1) 訪問看護は医師の指示書に基づき行われるため、担当医師に定期的に報告書および計画書の提出を行います。

(2) 療養生活の質の向上、充実を図るため医療・介護・福祉関係者と、療養者の病状や状態の変化及び医療・介護・福祉支援の情報を共有いたします。その際、「メディカルケアステーション（MCS）」を用いる場合があります。

- (3) 入院の際は医療機関に対して、必要時情報提供を行います。

1 1. .緊急時における対応方法

- (1) 看護師等が指定訪問看護を実施中に、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行います。
主治医に連絡が取れない場合は、必要時は緊急搬送等の処置を講じます。
- (2) 看護師等が緊急の処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告します。

1 2. 事故発生時の対応

- (1) 訪問看護提供により事故が発生した場合は、市区町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護事業者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 訪問看護提供により事故が発生した場合は事故の状況及び事故に際してとった処置を記録します。
- (3) 利用者に対する指定訪問看護提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

1 3. サービス内容に関する相談・苦情

- (1) 当事業所利用者の相談・苦情担当 管理者 河野優子
当事業所に関するご相談・苦情を承ります。 電話：042-424-5882
- (2) その他
当事業所以外に、相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

市区町村名：西東京市 担当：高齢支援課介護保険係 042-464-1311
東京都国民健康保険団体連合会 ： 03-6238-0177

1 4. 虐待の防止について

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に十分に周知します。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- (4) 前(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。
- (5) 前(1)に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。

1 5. 社会情勢および天災

社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、通常の業務を行えない場合は、日程、時間の調整をさせていただく場合があります。また、事業所を休業せざるを得ない状況が発生した場合、西東京市内訪問看護ステーションと情報提供および協力支援を行い、別の事業所の看護師がサービスを提供する可能性があります。

災害時には、災害状況や関連情報を把握し安全を確認したうえで、関係機関と連携し通常業務を速やかに回復させるよう努めます。

社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、通常の業務を行えない場合、それによる損害賠償責任を負わないものとします。

1 6. その他の重要事項

当事業所は、感染症の予防及びまん延防止のために必要な措置を講じるとともに、感染症や災害等の発生時においても業務を継続できるよう、業務継続計画（BCP）を策定し、必要な研修及び訓練を実施します。